

【 6 】

氏 名	常 盤 敏 太 とき わ とし た
学 位 の 種 類	法 学 博 士
学 位 記 番 号	論 法 博 第 7 号
学位授与の日付	昭 和 38 年 12 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	法律における信義誠実の原則

論文調査委員 (主 査)
教 授 大隅健一郎 教 授 於保不二雄 教 授 磯 村 哲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、法律における信義誠実の原則の研究であって、13章からなっている。

第1章では、信義誠実の原則が、公法たると私法たるとを問わず、あらゆる領域にわたって法律を支配するものであることを論じ、第2章で、この原則はローマ法において厳格な古法とプレトール法との間に発達したが、とくに19世紀末葉頃からの社会状態と社会観の変遷とにより、法律上のすべての現象がこの原則の洗礼を受けなければならないことが明らかにされるに至ったとしている。そして第3章では、信義誠実の意義について考察し、第4章で、信義誠実の原則と他の法律上および道徳上の原則との限界を論じ、公序良俗の観念は法律行為に関する範囲では一応信義誠実の原則といわれうるが、広く法律全般について考えるときは、後者は公序良俗が包含する以上のものを含む白地規範であり、それは法律上の概念であって、正義公平が抽象的絶対的総括的であるのに対し、相対的個別的実在的なものとして、法律の具体的解釈適用の技術に立ち入ってその価値を全からしめるものであるとする。第5章では、法律解釈の原則としての信義誠実の原則を説き、解釈の基礎としての信義誠実の標準は、客観的には社会通念に合致する行為なりや否やに帰一するものといえるとしている。第6章では、法律行為ないし任意規定の内容としての信義誠実、第7章では、白地規定と信義誠実の原則、第8章では、強行規定と信義誠実の原則について論じている。ここでは、契約はもとよりすべての法律が信義誠実の原則によって解釈されなければならないとし、これに関する幾多の事例をあげてその論証を試みている。第9章では信義誠実違反の効果を述べ、第10章では、権利の制限と信義誠実の原則を問題とし、権利の濫用は信義誠実の原則の違反にはかならないとする立場から、この原則の重要な作用の一つとしての権利行使の制限に論及している。第11章では、信義誠実の原則の立法の指導原理としての機能を明らかにし、最後に第12章で、新立法と信義誠実の原則との関連を、人格の平等、弱者の保護、労働力の保護、法の社会化、私法の公法化、権利の内容的制限、裁判主義から調停主義へなる観点から、各種の事例をあげて考察している。そして第13章の結語をもって本論文を終わっている。

論文審査の結果の要旨

法律における信義誠実の原則の重要性はつとに諸学者の注目したところであって、本論文の提出者もその一人に数えられる。わが民法も、昭和22年の改正に当り、権利の行使および義務の履行は信義に従い誠実になすことを要するとして、この原則を宣明するに至った（民法1条2項）。本論文においては、信義誠実の原則は、公法たると私法たるとを問わず法律の全分野にわたり、その解釈、適用、発見および立法を支配すべきものとする見地に立って、多くの点において独自の見解が提示されている。上述のごとく、現在ではこの原則は立法をもって宣明されるに至ったが、しかし法律の解釈運用に当り、これにいかなる内容と機能とが帰せられるべきかは、今後における学説判例の発展にまつところが多いといわなければならない。この時に当り、信義誠実の原則の意義を明らかにし、その具体的な適用を各種の例証をあげて論究している本論文は、今後の学説判例の発展に寄与するところが少なくないと考えられる。よって、本論文は法学博士の学位論文としての価値あるものと認める。